平成２４年（フ）第３６５４号
大阪市平野区平野西５丁目３番５号　ＩＭＴＯＷＥＲマンション606、申立時の住所大阪市平野区平野本町２丁目６番30号　村上方
債務者　柴田　瑞子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６２号
大阪府交野市郡津１丁目15番６―305号、前住所大阪府交野市郡津３丁目８番14号
債務者　薬師神貞治
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１１号
大阪府高槻市玉川２丁目33番409号
債務者　関　　純紅
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２１号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目13番６―201号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目10番11号
債務者　元宮　吉啓
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９６号
大阪府吹田市桃山台１丁目１番Ｃ１―904号
債務者　岩﨑　　彩
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３９号
大阪市西成区太子２丁目２番31号　ライズコートⅡ102号
債務者　藤田　一廣
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２１号
大阪市平野区喜連３丁目７番43号
債務者　垣内　良太
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３２号
大阪市西区南堀江４丁目24番10―214号
債務者　竹中　　崇
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６２号
大阪市東淀川区下新庄４丁目16番２―408号
債務者　永利ヒロミ
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２９号
大阪府東大阪市吉田本町１―５―10　ベイリーブス404号、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番28号
債務者　岩﨑　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７７号
大阪市港区南市岡１丁目８番20号
債務者　稲富　美和
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８８号
大阪市大正区南恩加島３丁目５番４号
債務者　濵　　明美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１４号
大阪府寝屋川市池田西町２番２―604号
債務者　川田キヨ子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４６号
大阪市旭区大宮４丁目22番７号　ハイツディペロップ303号
債務者　友居　竹美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１号
香川県東かがわ市三本松844番地８
債務者　後藤田明久
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２号
香川県東かがわ市三本松844番地８
債務者　後藤田弥生（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
香川県東かがわ市三本松844番地２
債務者　後藤田和子（旧姓幾野）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで高松地方裁判所破産・再生係